

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	「こころの劇場」誘導案内業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	サントリーパブリシティサービス（株）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>令和5年度「こころの劇場」は、札幌文化芸術劇場hitaruにて開催する。当劇場は、札幌市民交流プラザ建物の4階から9階に位置しており、劇場内の移動は、階段またはエスカレーター、エレベーターを利用することになるが、当該事業実施にあたり、施設からは、小学生を対象とした事業であること、1公演あたり2,000人超の移動が伴うこと、また、特に、午前公演と午後公演の入れ替え時間が40分であること等から、安全かつ円滑な移動を案内することが求められおり、施設の特性を把握した上で、児童の案内を迅速に行う必要がある。</p> <p>当該業者は、札幌市民交流プラザのレセプション委託業者でもあり、施設の特性を熟知している。さらに、本市の施設である札幌コンサートホールにて、公演に係るレセプション公演業務を長らく請け負っているほか、本市の子どもの文化芸術体験事業「キタラファーストコンサート事業」においても、レセプション公演業務の実績があり、迅速な児童の誘導や、緊急時対応を行うことができる。</p> <p>市内においては、当該業者の他には、札幌市民交流プラザの特性を十分に理解し、児童を対象とした公演時の迅速な案内を行うことができる者は見当たらず、1社に特定されることから、本業務の遂行にあたっては、当該業者を特定の相手方とする随意契約を行うこととする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ウ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和5年7月18日